

令和2年度 入札監視委員会議事概要

九州防衛局

開催日及び場所	令和2年6月24日(水) 福岡第2合同庁舎10階 共用打合室4	
委員	牧角 龍憲 (大学名誉教授) 松藤 泰典 (大学名誉教授) 諏佐 マリ (大学准教授) 柴田 祐二 (公認会計士) 多川 一成 (弁護士)	

I 地方防衛局等が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	令和元年10月1日 ~ 令和元年12月31日	
審議対象件数	54件	
1. 入札状況について(入札参加資格の設定及び落札者決定の経緯等について)		
抽出件数	5件	(審議概要)
建設工事	一般競争 (政府調達協定対象)	0件
	一般競争 (政府調達協定対象外)	2件
	随意契約	0件
建設コンサルタント業務等	3件	
	意見・質問	回答
○ 委員からの 意見・質問	【建設工事等発注実績について】 特に意見なし	
○ それに対する 回答等	【指名停止の措置状況について】 特に意見なし 【談合疑義案件情報について】 該当案件なし 【低入札価格調査情報について】 特に意見なし	

	意見・質問	回答
<p>○ 委員からの意見・質問</p> <p>○ それに対する回答等</p>	<p>【抽出事案について】</p> <p>1〔熊本(30補)宿舍外柵新設等工事(その2)〕</p> <p>一般競争(政府調達協定対象外)</p> <p>・熊本支局及び九州局において、電子契約システムを用いた初の契約ということであるが、電子契約システムの概要及びそのメリットを説明されたい。</p> <p>2〔板付(元支)格納庫(1)新設機械工事〕</p> <p>一般競争(政府調達協定対象外)</p> <p>・入札参加9者のうち、7者が無効となった経緯を説明されたい。</p> <p>・無効となった7者のうち6者の応札価格が調査基準価格を下回っているが、予定価格の算定について説明されたい。</p>	<p>・電子契約システムというのは、公共工事・コンサルタント業務における受発注者間の契約手続きを電子で行うシステムであり、メリットとしては、「紙媒体としての契約書を作成しないため収入印紙の貼付が不要となり収入印紙に係る経費の節減につながること」、「契約書、現場代理人等通知書、完成通知書、請求書等の提出はPDF形式データとしてシステム上で行うため、書面を郵送する必要が無く、勤務時間の短縮や郵送料金等の節減につながること」、「履行後一定期間、契約関係書類が電子契約システムのサーバー上に保管されるため、紙媒体を保管する必要がなく保管スペースの削減につながること」などが挙げられる。</p> <p>・7者のうちの1者については、入札保証金が提出されなかったため、残りの6者については、施工体制確認のための追加資料が提出されなかったため入札を無効としたもの。</p> <p>・本工事費の大部分を占める固定式の泡消火設備の積算については、専門工事として消火設備メーカーから見積を取り、刊行物の価格を基に値引率を算出し、メーカーから聞き取りなどを行い、金額を算定している。</p> <p>なお、当局の金額と応札業者の金額を比較し分析したところ、各社の金額は当局の金額より大きく下回っているものの、金額にはバラツキがあり、各社においてそれぞれの考えのもと、積算が行われたものと思われる。</p>

	意見・質問	回答
<p>○ 委員からの意見・質問</p> <p>○ それに対する回答等</p>	<p>3 [佐世保(元)崎辺港湾施設設計] 建設コンサルタント業務等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計内容を説明されたい。 ・プロポーザル方式を採用した理由は。 ・設定した特定テーマ及び設計内容の関連性は。 <p>4 [飯塚(30補)既設建物解体設備設計] 建設コンサルタント業務等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解体の実施に際して、なぜ設計を必要とするのか。 <p>5 [飯塚(30補)既設建物解体建築設計] 建設コンサルタント業務等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解体の実施に際して、なぜ設計を必要とするのか。 ・低入札であるが適正な履行がなされるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計内容は護岸の基本設計及び実施設計、浚渫の実施設計、公有水面埋立に係る申請書の作成等である。 ・業務内容に、対外的に提出すべき埋立に係る申請書の作成があり、成果品が特に重要で高い技術力が求められるため、業者や技術者を評価するプロポーザル方式を採用したものの。 ・本業務は、護岸の基本設計及び実施設計、浚渫の実施設計等を実施するものであることから、特定テーマは「係留施設構造形式の選定において留意すべき点と対応策」、「埋立及び浚渫実施設計において留意すべき点と対応策」の2点を設定しており、本設計にあたり必要不可欠な内容として深い関連性がある。 ・解体費の算出にあたっては、解体する建物設備の図面及び数量等を明示する必要があるため、対象建物を調査し、図面及び数量等を作成するものである。 ・解体費の算出にあたっては、解体する建物図面及び数量等を明示する必要がある。また、解体業者は図面に基づき解体重機の選定や解体方法などを策定し解体費用を算出するが、今回は既存図面が無く適切な費用の算出が困難なため、解体設計を行うものである。 ・当局の積算と業者の内訳を比較し、労務工数及び労務単価、再委託予定のアスベスト調査経費が適正であることを確認、また、ヒアリング等により業務実績を得るために、経費を極力抑えたことが確認できたので適正な履行ができると判断した。なお、本業務は令和2年3月で完了しており、成果品も納品されている。
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>なし</p>	

2. 談合疑義案件の処理状況について		
談 合 疑 義 件 数	0 件	(審議概要)
工 事	談 合 情 報	0 件
	点 検 結 果 疑 義	0 件
業 務	談 合 情 報	0 件
	点 検 結 果 疑 義	0 件
	意 見・質 問	回 答
○ 委員からの 意見・質問	なし	
○ それに対する 回答等		
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	
3. 入札結果の事後的・分析結果について(公正入札調査会議への報告内容の確認等)		
審 議 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約件数と落札率、応札率の分析 ・ 契約件数と一位不動・順位不動の分析 ・ 低入札、不調、不成立事案の分析 	
	意 見・質 問	回 答
○ 委員からの 意見・質問	契約件数と落札率、応札率の分析の 「新田原(元)空調機更新等工事」に ついて(前回審議事案の補足)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回入札後、第1回入札の最低価格を周知するとともに応札業者の内訳書と当支局の積算を比較し、開差のあった項目及び当支局積算の際に見積を取ったメーカー名について、応札業者に対して周知した結果、第2回入札では、各社、応札金額が近似値になったものである。 落札業者に対し第1回入札から低減した内容の聞き取りを行ったところ、第2回入札にあたり、機械工事分について空調機メーカーと調整し金額を見直した結果、本金額になったとの回答を得た。 また、応札業者の第1回入札時と契約後の内訳書を再度確認したが、直接工事費及び共通仮設費もそれぞれ違っており、不自然な点は見当たらなかった。
○ それに対する 回答等		
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	